

平成 2 8 年 第 8 回

武蔵村山市教育委員会定例会

平成 2 8 年 8 月 1 9 日

武蔵村山市教育委員会

平成28年第8回武蔵村山市教育委員会定例会

1. 日 時 平成28年8月19日(金)

開会 午前 9時30分

閉会 午前10時57分

2. 場 所 武蔵村山市役所4階 401大集会室

3. 出席委員 持 田 浩 志 (教育長) 土 田 三 男

高 橋 勝 義 本 木 益 男

島 田 妙 美

4. 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 内野 正利 学校教育担当部長 佐藤 敏数

指導担当参事 小嶺 大進 教育総務課長 井上 幸三

教育施設担当課長 比留間光夫 学校給食課長 神山 幸男

文化振興課長 山田 義高 スポーツ振興課長 指田 政明

図書館長 乙幡 孝 指導主事 村上 正昭

指導主事 赤坂 弘樹

5. 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策グループ 内田 朋英

東出 真実

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第35号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について
- 5 議案第36号 平成28年度教育予算の補正（第4号）の申出について
- 6 議案第37号 武蔵村山市立小学校特別支援学級平成29年度使用教科用図書の採択について
- 7 議案第38号 武蔵村山市立歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定の申出について
- 8 議案第39号 武蔵村山市立歴史民俗資料館規則の一部を改正する規則について
- 9 その他

◎開会の辞

- 持田教育長 本日の会議に際し、3名の方から傍聴の申出がありましたので、武蔵村山市教育委員会会議規則第29条の規定に基づき、会議の傍聴を許可しましたので、報告いたします。
- 本日の出席委員は全員でございます。
- それでは、始めます。
- これより平成28年第8回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。
-

◎議事日程の報告

- 持田教育長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。これに御異議ございませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 持田教育長 御異議なしと認め、配付のとおり決定いたします。
-

◎日程第1 会期の決定

- 持田教育長 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。
- 本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 持田教育長 御異議なしと認めます。
- したがって、会期は本日限りといたします。
-

◎日程第2 前回会議録の承認

- 持田教育長 日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。
- 本件は、これを承認することに御異議ございませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 持田教育長 御異議なしと認めます。
- よって、本件は承認されました。
-

◎日程第3 教育長報告

○持田教育長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

1点目でございますが、小学校通学路防犯カメラ設置事業の概要についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 それでは、小学校通学路防犯カメラ設置事業の概要について、御報告いたします。

本事業の経費につきましては、本年4月の教育委員会定例会におきまして、議案として御提出いたしました補正予算の中の繰越明許費に計上されていたことから、当該議案の審議過程においていくつか御質問いただきまして、工事の概要などについて御説明をさせていただいたところでございます。その後、事業が進行いたしましたので、本日、現状について改めて御報告をさせていただくものでございます。

本年度におきましては、国の国立感染症研究所施設周辺安全対策等事業費補助金を活用し、雷塚小学校と大南学園第七小学校の通学路に、それぞれ10台ずつ防犯カメラを設置する予定でございます。

また、資料上段の3 設置の概要にございますとおり、平成29年度に4校、平成30年度に3校の設置を予定しております。設置箇所につきましては、資料、右側の中段、6 設置箇所の欄に記載した事項を考慮し、学校と協議をして決定いたしました。

現時点では、東京電力に対し、当該設置箇所について共架の申請を行い、全ての箇所において共架が許可された段階でございます。今後、防犯カメラ設置箇所の周辺にお住まいの方に説明を行い、御了解を得た後に、防犯カメラの設置工事を行う予定でございます。

なお、資料の5 セキュリティ対策と情報管理の欄に記載したとおり、記録された映像につきましては、法令等に基づく場合及び捜査機関からの照会を受けた場合を除き、外部提供は行わないこととしております。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、2点目でございます。

平成28年度 第46回二市教職員研修会の実施結果についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、指導担当参事から報告いたします。

小嶺指導担当参事。

○小嶺指導担当参事 それでは、平成28年度 第46回二市教職員研修会の実施結果につきまして、御報告いたします。

本研修会は、清瀬市と本市の2市による研修会で、今年度は本市が幹事市を担当し、去る8月3日水曜日、4日木曜日の2日間の日程で、本市、市民会館及び市役所で実施をいたしました。

全体の研究主題を「グローバル社会に求められる学校教育の在り方」～学習指導要領の改訂を踏まえて～とし、1日目には国立教育政策研究所、初等中等教育研究部長の大杉昭英先生に、2日目には東北大学、名誉教授の田中英道先生に御講演をいただきました。

また、両日、実施をいたしました分科会は資料のとおりでございます。本市からは、第4分科会で雷塚小学校、永井美奈子副校長が、第5分科会で村山学園、尾崎菜穂登教諭が、第6分科会で第三小学校、河上卓主任教諭が、第7分科会で村山学園、高野佑哉教諭が、第8分科会で雷塚小学校の坂昌憲教諭がそれぞれ提案をいたしました。

参加人数は、本市が76人、清瀬市が57人、合計133人で行いました。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、3点目でございます。

平成27年度武蔵村山市学校給食費会計歳入歳出決算及び事務報告についてでございます。

資料3、別紙1・2、別冊1・2、参考資料を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、学校給食課長から報告いたします。

神山学校給食課長。

○神山学校給食課長 それでは、平成27年度武蔵村山市学校給食費会計歳入歳出決算及び事務報告について、報告いたします。

学校給食費会計の歳入歳出決算につきましては、毎年、武蔵村山市学校給食運営委員会規則第2条の規定に基づき、教育委員会から学校給食運営委員会に諮問をしております。

別冊となっております資料3の別紙1が教育委員会からの諮問書、次の別紙2が学校給食運営委員会からの答申書で、7月19日に開催された同委員会におきまして、決算を認定する旨の答申をいただいたところでございます。

それでは、まず学校給食費会計に係る決算の状況について御説明いたしますので、資料3の別冊1、平成27年度武蔵村山市学校給食費会計歳入歳出決算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入の給食費及び過年度給食費の収納状況につきましては、6月の定例教育委員会で速報

として御報告したとおり、現年度分の給食費については、平成27年度は生活保護基準の引き下げによる就学援助認定者数の減もあったものの、収納率は平成26年度と比べ0.05ポイント高い99.54%となり、平成11年度以来の99.5%台となりました。また、過年度分給食費につきましては、収納率は12.42%で、平成26年度と比較しますと1.19ポイントの増となっております。このことによりまして、歳入全体での収納率も、平成26年度より0.32ポイント高い96.96%まで上昇しており、現年度分の収納率が上がったことにより、全体の未納も減少したという状況でございます。

次に、試食会にかかる収入でございますが、試食会の実施に当たりましては、参加者から負担金として、小学校給食では1食250円、中学校給食では1食300円をいただいております。平成27年度は小学校給食が19回で497人、中学校給食が5回で63人の参加をいただき、負担金として14万3,150円を収入いたしました。

次の繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

続いて、雑入でございますが、平成27年度では1万6,590円の収入がございました。

以上、歳入の合計では、調定額3億2,575万6,614円に対し、収入済額は3億1,584万3,495円で、収入割合は先ほど申し上げましたとおり96.96%でございました。

なお、不納欠損につきましては、後ほど御説明させていただきますが、平成28年度に繰り越される未納の総額は、収入未済額の合計欄のとおり859万5,041円で、平成26年度の決算と比較しますと109万1,640円、減少をいたしました。

次に、2の歳出について御説明いたします。

小学校費、中学校費ともに給食食材の購入費でございます。

歳出予算の合計額3億2,074万円に対し、支出済額は3億1,203万7,219円で、執行率は97.29%でございました。

なお、歳入の収入済額に対する執行割合では98.79%となっております。

続いて、3歳入歳出差引残額でございますが、歳入合計額から歳出合計額を差し引いた残額は380万6,276円で、平成26年度と比較して200万6,784円、減少いたしました。

こちらにつきましては、全額を平成28年度に繰り越ししております。

次に、2ページをお開きください。

4歳入、収入済額内訳は、ただいま御説明申し上げた歳入のうちの収入済額の内容をお示したもので、現年度分の給食費の学校別の収納状況につきましては、3ページの5給食費収入明細のとおりとなっております。

6月の定例教育委員会でも御報告しましたとおり、小学校では第三小学校と雷塚小学校が、また中学校では第三中学校が未納ゼロとなりました。また、村山学園第四小学校につきましても、出納閉鎖後の6月に入り、3名分、2万6,660円が納入され、実質的には4校が未納ゼロとなっております。

次に、4ページをお開きください。

6 過年度分給食費収入明細でございます。

こちらは未納となっております給食費について、未納の年度ごとの収入済額、収納率等について整理したものでございます。

7の給食費不納欠損処分調書の表も、併せて御参照いただきたいと存じますが、不納欠損額は平成21年度分の未納額の全部と平成22年度分から平成25年度分までの一部であり、58件、131万8,078円を不納欠損処分といたしました。これらのうち、平成22年度分から平成25年度分までについては、未納者の所在が分からず、かつ、対象の児童・生徒が中学校の卒業年齢を超えており、今後徴収ができる見込みがないと判断した10件、19万3,851円となっております。

続いて、5ページを御覧ください。

8の歳出、支出済額内訳でございますが、こちらは歳出で御説明いたしました小学校費及び中学校費の内訳を、学校給食会及びその他の登録業者の別にお示したものでございます。

こちらの学校給食会につきましては、学校教育活動の一環として行われている学校給食の円滑な実施及びその充実、発展に努め、学校給食における食育の推進を支援することにより、児童・生徒の心身の健全な発達及び広く都民の健全な食生活の実現に寄与することを目的として設立された公益財団法人で、学校給食用物資の供給のほか、学校給食における食育に関する事業や、学校給食の情報及び資料の提供に関する事業を行っている法人でございます。

以上が決算の状況でございます。

なお、この決算につきましては、例年と同様、6月23日に市の監査委員の審査を受けております。

監査委員による決算審査の結果につきましては、資料3の参考資料として添付させていただいておりますので、そちらを御覧いただきたいと存じます。

参考資料の1ページ、審査結果でございますが、記書きの4の(1)にございますとおり、「証拠書類の整理状況は良好で、金額等に誤りがなくおおむね適正に執行されているものと認められた。」とされております。

おめくりいただきまして、3ページには意見、要望が記載されてございます。

まず、アの給食費の収入状況については、「平成27年度においては、収納率の向上及び収入未済額の減少が見られ、職員が積極的に行ってきた徴収向上策が功を奏し、これまでの努力が実を結んだ結果と考える。」とされ、これまで行ってきました収納率向上策について、一定の評価をいただいたところでございます。

次のイの不納欠損処分に関しましては、いずれも、やむを得ない理由との判断をいただいたところでございます。

続いて、ウの繰越金でございますが、平成26年度と比較して減少したものの、繰越金はなるべく少なくすべきというのが、監査委員の御意見でございます。

続いて、エの衛生管理と安全対策につきましては、引き続き努力されたいとのことでございます。

最後に、オでございますが、給食業務の民間委託に関しましては、中学校給食において平成22年度から民設民営方式で実施しており、現在まで安定的な給食提供がなされているところですが、受託業者に対し、引き続き管理指導をとということでございます。

その次の検食簿に関してですが、この検食に関しましては、学校給食課の職員も日々行っておりますが、学校給食衛生管理基準においては、各学校でも行うこととされております。この検食簿について、監査委員が確認したところ、検食者名の記入がないものが見受けられたということで、この点に関しましては7月に開催されました校長会及び副校長会におきまして、記入漏れのないようお願いしたところでございます。

その他の収入事務、支出事務等に関しましては、特に意見、要望はございませんでした。

次に、平成27年度の学校給食費会計事務の概要について御説明いたしますので、資料3の別冊2、平成27年度武蔵村山市学校給食費会計事務報告書を御覧いただきたいと存じます。

1ページをお開きください。

まず、1の施設の概要でございますが、委員の皆様、既に御存じのとおり、小学校の学校給食につきましては、1)の公設の学校給食センターで、中学校の学校給食につきましては、2)の民間の武蔵村山給食センターで調理等を行っているところでございます。

次に、2の給食費の額でございますが、平成26年度と変更はございません。

続いて、3の給食センター稼働日数でございますが、小・中学校とも当初の計画どおり年間で192日、稼働いたしました。

2ページをお開きください。

4 月別給食基本人員でございますが、こちらは給食をとる児童・生徒及び教職員等の数でございます。小学校の基本人員の月平均は4,861人で、平成26年度と増減はございませんでした。また、中学校の基本人員の月平均は2,235人で、平成26年度と比べ39人の増でございました。

次に、5の延べ給食調理数ですが、小学校給食は192日で90万1,668食、1日平均では4,696食となり、平成26年度と比べると24食の増、中学校給食は192日で40万4,677食、1日平均では2,108食となり、平成26年度と比べると33食の増でございました。

続いて、3ページを御覧ください。

6 月別献立の内容でございますが、主食の区分による献立の状況をお示ししたものでございます。主食の区分による献立目標につきましては、毎年度の学校給食基本計画においてその割合を定めております。平成27年度の基本計画では、小学校給食では、米飯80%、麺、パンがそれぞれ10%。また、中学校給食では、米飯90%、麺6%、パン4%と定めており、基本計画で定めた日数に従い主食の配分を行いました。

次に、7 給食用牛乳の購入価格ですが、給食用牛乳は東京都教育委員会が一括して供給事業者と供給価格の決定事務を行っており、国庫補助を除いた保護者負担金の欄にある額が実際の購入価格となります。平成27年度は牛乳200CC 1本当当たりの供給価格、48円96銭に対し、国庫補助金が4銭ということで、保護者負担額は48円92銭でございました。平成26年度の保護者負担額は47円60銭でしたので、1円32銭の増となっております。

続いて、4ページをお開きください。

8の学校給食運営委員会開催状況でございますが、平成27年度は7月と2月の2回の開催で、議題につきましては、こちらに記載のとおりでございます。

続いて、9の学校給食主任会開催状況でございますが、学校給食主任会は小・中学校と給食センターが連携を保ち、本市における学校給食の効率的な運営に資するとともに、相互の円滑な事務処理体制を確保することを目的に設置しているもので、主に献立の検討と各種連絡調整の場として活用しており、8月を除く毎月開催をいたしました。

なお、この主任会には中学校給食の調理等を委託している武蔵村山給食センターのセンター長も参加しているところでございます。

以上をもちまして、平成27年度の学校給食事業の概要の説明とさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○持田教育長 続きます、4点目でございます。

平成28年度少年少女スポーツ大会第46回少年野球大会の開催結果についてでございます。

資料4を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、平成28年度少年少女スポーツ大会第46回少年野球大会の開催結果について、御報告いたします。

7月2日土曜日から開催をいたしました本大会につきましては、天候にも恵まれ、予定どおり7月10日日曜日に決勝戦及び閉会式を行ったところでございます。

参加チームは、小学校6年生、5年生で構成される1部が11チーム、小学校4年生以下で構成される2部が9チームの合計20チームでございました。

成績につきましては、資料にお示しのとおりでございますが、1部の優勝が小中一貫校大南学園第七小学校のグレートベアー、2部の優勝が第三小学校の武蔵ライオンズCという結果でございました。

教育長並びに教育委員の皆様におかれましては、お忙しい中、開会式及び閉会式に御出席をいただき、大変ありがとうございました。お礼申し上げます。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、5点目でございます。

平成28年度第29回武蔵村山市グラウンドゴルフ大会の開催についてでございます。

資料5を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、平成28年度第29回武蔵村山市グラウンドゴルフ大会の開催について、御報告いたします。

主催は武蔵村山市教育委員会、主管は武蔵村山市体育協会、協力は武蔵村山市グラウンドゴルフ協会でございます。

大会は、9月11日の日曜日に総合運動公園運動場の第2運動場で実施いたします。

なお、雨天の場合の中止決定は、午前7時に判断をいたします。

開会式は午前8時30分から、また競技は午前9時から開始予定でございます。

参加については、資料にお示ししてある資格のチームとしておりまして、定数は72チームとしております。

本事業につきましては、既に申込みが開始されておりまして、今回は過去最大の97チームの申込みがあったことから、スポーツ振興課で抽選を行い、申し込まれたチームには抽選結果を通知したところでございます。

なお、参加費は無料としております。

競技は、チーム対抗戦といたしまして、表彰については上位3チームを団体表彰し、その他、飛び賞及び個人のホールインワン賞として賞品を用意する予定でございます。

開会式及び閉会式には、教育長並びに教育委員の皆様にご出席をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、6点目でございます。

平成28年度武蔵村山市少年・古希軟式野球チーム親善試合の開催についてでございます。

資料6を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、平成28年度武蔵村山市少年・古希軟式野球チーム親善試合の開催について、御報告いたします。

今年で3回目を迎えます本事業につきましては、9月17日土曜日に開催をしたいと考えております。

主催は武蔵村山市教育委員会、共催が武蔵村山市少年野球連盟と古希軟式野球チームでございます。

開会式を午前10時から総合運動公園運動場第1運動場で行い、その後、10時30分から元プロ野球選手による野球教室を実施いたします。昼食を挟んで、午後1時から親善試合を総合運動公園運動場第3運動場で7イニング、試合時間1時間20分で実施いたします。

少年野球代表チームは、原則、小学校6年生で構成されたチームで、各チームの選抜チームとなっております。また、古希軟式野球代表チームは、原則として70歳以上で構成されたチームでございます。

試合終了後、午後3時から、元プロ野球選手による講演会を総合体育館第2、第3体育室で実施いたします。

野球教室や講演会の講師には、昨年も講師をしていただいた元読売ジャイアンツの吉村禎章氏を初め、同じく元読売ジャイアンツの宮本和知氏、それから清水隆行氏、そして元横浜

ベ이스ターズの野村弘樹氏の4人の元プロ野球選手にお越しいただく予定でございます。

講演会については、9月1日号市報で周知をいたしますが、各少年野球チームや古希野球チームなどの参加者を除いた一般募集枠は、先着100人程度としております。

教育長並びに教育委員の皆様につきましては、開会式、講演会等に御出席をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、7点目でございます。

平成28年度武蔵村山市スポーツ都市宣言記念事業の開催についてでございます。

資料7を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、平成28年度武蔵村山市スポーツ都市宣言記念事業の開催について、御報告いたします。

昨年度に引き続き、教育委員会主催のスポーツ都市宣言記念事業を、スポーツ都市宣言を行った10月の第1日曜日、10月2日日曜日に総合体育館第二・第三体育室及び総合運動公園運動場第2運動場で開催をしたいと考えております。

内容は、オリンピックを講師にお招きした陸上関係の講演会と実技教室でございます。

講師には、アテネオリンピック陸上競技4×400メートルリレーで4位入賞の経歴のある伊藤友広氏にお越しいただく予定となっております。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成も図ってまいりたいと考えております。

開会式を午後12時50分から行った後、午後1時から「オリンピック選手が語る～陸上競技のおもしろさ～」と題した、いきいきわくわくスポーツ講演会。さらには、午後2時から「速く走るぞ！みんなでスピードアップ！！」と題した陸上教室を実施いたします。

講演会の定員は300人、陸上教室の定員は100人を予定しております。募集については9月15日号市報や、市内小・中学校、市体育協会等へのチラシ配布などにより行ってまいります。

教育長並びに教育委員の皆様におかれましては、お忙しい中、恐縮ではございますが、開会式等に御出席をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 8点目のその他でございますが、私の方から1点、報告をいたします。

地域と連携した学校行事に係る新聞報道についてでございます。

内容につきましては、学校教育担当部長から報告いたします。

学校教育担当部長。

○佐藤学校教育担当部長 それでは、地域と連携した学校行事に係る新聞報道について、御報告いたします。

このことについてですが、7月21日付の毎日新聞や東京新聞にて、中学で新兵訓練等の見出しで報道されているもので、7月2日土曜日に開催された五中フェスティバルにおいて、その講座の1つとして行われた「ミニブートキャンプ」と称する講座のことになります。

まず、五中フェスティバルについてですが、第五中学校では地域の方々に講師をお願いし、生徒に様々な活動を体験させるとともに、地域の方々との交流を図ることを目的として開催しております。

「ミニブートキャンプ」という名称で開催された講座についてですが、五中フェスティバルで開催されたヒップホップダンスや村山うどんづくりなどの26講座のうちの1講座として、横田基地からボランティア17名と事前に希望した3年生の生徒33名が参加し、行われました。

内容についてですが、体力トレーニングとフィールドアスレチックのようなアクティビティが混在したもので、基地内の中学生も参加しており、あくまでも交流を目的とした内容となっております。

事務局といたしましては、交流活動そのものについて問題はないと考えておりますが、今後は名称等も含め、運営上の課題については学校と地域との協議の内容を精査し、適切に指導、助言してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○持田教育長 教育長報告は以上でございます。

ただいまの教育長報告に対する質疑があれば、お受けいたします。

○高橋代表教育委員 1つよろしいですか。

○持田教育長 高橋代表教育委員。

○高橋代表教育委員 私、学校給食費会計決算審査の結果についての特にこの3ページの部分で、「各学校の検食簿を確認したところ、検食者名の記入のないものが見受けられたので、今後留意願いたい。」と。ということは、恐らく普段は管理職が検食してないということなんじゃないでしょうかね。先ほど学校給食課長は、次の校長会、副校長会でその旨をお知らせするという、それは大事なことで、ぜひその旨をお願いしたいと、こういうことな

んですね。

恐らくは、管理職が、給食を事前に検食するということですね、ないのではないかなという気がいたします。いや、それは私の経験からいってですよ。検食は当然あるということなんだけれども、だからその点はひとつ。くどくなりますけれども、先ほどお話ししましたように、校長会、副校長会でしっかりと説明し、注意をしていただきたいなということでございます。

以上でございます。

○持田教育長 神山学校給食課長、ただいまの高橋代表教育委員の質問につきまして、質問とどうか、御意見といいましょうか、何か把握していることはありますか。

神山学校給食課長。

○神山学校給食課長 学校給食における検食につきましては、毎年度、4月当初に各学校に検食の実施が必要である旨を通知するとともに、検食責任者の報告書というものをいただきまして、責任者が不在の場合は、第2、第3まで検食を行う教員の方、報告をいただいているところでございます。これは文書で行っておりますので、今後、4月の当初の校長会の場におきまして、検食をしていただくということも、口頭でも併せてしていきたいなと、このように考えております。

以上でございます。

○高橋代表教育委員 よろしくお願ひします。

○持田教育長 よろしいですか。

ほかいかがですか。

土田職務代理者。

○土田職務代理者 同じく学校給食関係ですけれども、この学校給食については、本市のみならず、まして他市でもその状況は見られたと思うんですけれども、給食事業開始以来、給食費の徴収、歳入ですね、これについて非常に苦勞をされている現状が、もう数十年来、続いってきたと思います。そんな中において、今回、市の監査委員の決算審査の結果の中で、本市においては数年来、収納率の向上が図られまして、収入未済額の減少が見られる。これは職員が積極的に行ってきた策、これが功を奏したと。これまでの努力が、非常に実を結んだ結果と、大変うれしい大きな評価をいただきました。この問題については、数年の問題じゃなくて、もう過去から長い年月をかけての問題でございましたので、この意見を聞いたときに、非常にうれしく思っております。そういった意味で、職員の皆さんには感謝と敬意を払いた

と思います。今後、引き続き努力をしていただきますよう、改めてお願いを申して私の意見とさせていただきます。

○持田教育長 特段よろしいですね。

未納率ゼロの学校が4校ということで、職員の努力もさることながら、保護者の協力に関しても感謝したいと思います。

そのほかいかがでしょうか。

土田職務代理者。

○土田職務代理者 その他の中で、教育長、佐藤学校教育担当部長の方からの報告がございましたが、地域と連携した学校行事に係る新聞報道について、これに関することでちょっとお伺いをいたします。

ただいまの報告の中で、新聞報道されたとありますが、私もその新聞記事を読ませていただきました。体力トレーニングとフィールドアスレチックのような、このアクティビティといった内容ということでございましたが、その講座は具体的にはどのような内容で行われたものなのでしょうか。教えてください。

○持田教育長 佐藤学校教育担当部長。

○佐藤学校教育担当部長 講座の内容についてですが、校庭において、まず最初に生徒は3グループに分かれ、集団行動としての整列や方向転換、敬礼、行進などを行っております。その後ですが、男女別に2人組をつくり、2チームに分かれ、新聞にも障害物競走と掲載されておりますが、リレー方式で担架を使って土のうを50メートル運ぶ。二人三脚でドリルラダーの上を走る。平均台を渡る。砂場でネットの下をくぐる。そしてブルーシートの上で腹筋、背筋、ジャンプをする。バスケットゴールにシュートを入れる。サッカーゴールにシュートをするという形の体力づくりに取り組んでおります。

以上でございます。

○持田教育長 土田職務代理者、内容的にはよろしいですか。

○土田職務代理者 はい。

○持田教育長 そのほかいかがですか。

○高橋代表教育委員 では、よろしいですか。

○持田教育長 高橋代表教育委員。

○高橋代表教育委員 学校、地域にしたら「開かれた学校」というこの言葉というのは、もう何年ぐらいたっているんでしょうね、久しいですよ。そういう中で、各校は開かれた学校

ということで、地域の方との連携に努めてきましたし、確かに教育委員会としても様々な条件整備に努めてきたことは分かりますね。

そうした中で、この第五中学校は、地域と連携して五中フェスティバルを開催してきたということでありませけれども、大体このフェスティバルの開催は何回目、先ほど説明がありましたミニブートキャンプという講座を、何年前から開催されてきたわけなんですか。ちょっとその点、教えてください。

○持田教育長 佐藤学校教育担当部長。

○佐藤学校教育担当部長 今のお話ですが、五中フェスティバルは今年度で13回目となっております。ミニブートキャンプという講座は、6年前から開催されてきました。この「ミニブートキャンプ」という名称について、学校はアメリカの新兵訓練を一般向けにアレンジした運動として捉えており、横田基地に勤めている方を招いて、アメリカ式の基礎トレーニングを行うものとして実施をしております。

なお、本講座に使用している「ブートキャンプ」という名称そのものは、新兵訓練という意をもつことから、この名称については改善が必要だというふうに考えているところでございます。

以上です。

○持田教育長 高橋代表教育委員、よろしいですか。

高橋代表教育委員。

○高橋代表教育委員 確かにミニブートキャンプというのは、一時期非常に若い女性が美容だとかいろんなことで評判になりましたよね。そういう意味だったのではないかなと私などは思って、素直に受けとめていたわけなんですけれども。

以上です。

○持田教育長 名称についてはよろしいですか。

○高橋代表教育委員 はい。

○持田教育長 そのほか、よろしいですか。

本木委員。

○本木委員 新聞に、横田基地のホームページに、この行事を取り上げたということが記事になっていたんですが、ホームページにはどのような掲載内容になっていたんでしょうか。

○持田教育長 佐藤学校教育担当部長。

○佐藤学校教育担当部長 ホームページのことでございますが、横田基地の日本語版ホームペ

ージには、開会式の様子や体力トレーニングに生徒が参加している様子など、4枚の写真と生徒の感想などが掲載されておりました。砂場に設置した2メートル掛ける2メートルの野球で使う防球ネットの下をくぐるということが匍匐前進として掲載され、また敬礼をしている写真などが掲載されたことにより、先ほど申し上げましたが新兵訓練というイメージになってしまいました。

ちなみに、この敬礼についてですが、第五中学校においては学校の部活動として置かれ、地域防災活動に関わっている五中レスキュー隊においても、集団行動の一つとして行われております。北多摩西部消防署の方にお聞きしたところによると、消防少年団員の手引の中の規律訓練の記載には、敬礼は室外で行う場合は挙手敬礼を行うものとされており、室内で行うときは頭を下げて行うというふうにされているとのことで、どちらも同じ敬礼であり、場所により形を変えるということになっているとのことでした。

以上でございます。

○持田教育長 本木委員、よろしいですか。

○本木委員 はい。

○持田教育長 では、私から先ほどのミニブートキャンプの6年前から行っているということなんですけれども、その経緯というのを分かったら教えてください。

佐藤学校教育担当部長。

○佐藤学校教育担当部長 この五中フェスティバルですが、このフェスティバルの講座を開くに当たっては、学校はPTAや地域の方にお声がけをして、講師を引き受けていただける方を探し、依頼をしております。

本講座については、基地にお勤めになっている保護者の方が、何かお手伝いできないかということから、同僚や、その家族に声をかけ、ボランティアとして講座をもち、参加していると聞いております。

以上でございます。

○持田教育長 私からいいですかね。

ということは、学校から依頼したというか、保護者の方がお願いしたということで、このフェスティバルの講座の中身について、学校から依頼したという形ではないということなんですか。

佐藤学校教育担当部長。

○佐藤学校教育担当部長 学校は講座を開くに当たっては、PTAの方も、この講座を開く役

員でいらっしゃいますし、地域の方々に声をかけながら、そういった形で、一緒に役員のような形で協力をしてもらいながら行っているところがございます。そういった中で、講座をもっといただける方を探していただいて、そしてお願いをしているという形になっております。

以上でございます。

○持田教育長 はい、分かりました。

ほかはいかがでしょうか。

○島田委員 では、よろしいですか。

○持田教育長 島田委員。

○島田委員 新聞記事によりますと、ホームページには生徒の写真が掲載されているということなのですが、保護者の御了承は得ているのでしょうか。

○持田教育長 写真についてですか。

○島田委員 はい、写真掲載についてです。

○持田教育長 佐藤学校教育担当部長。

○佐藤学校教育担当部長 このホームページ等への写真掲載についてなのですが、第五中学校だけではなくて、市内小・中学校は年度当初に学校だよりやホームページ、またマスコミの取材などに児童・生徒の活動の様子が掲載されることについて、児童・生徒と保護者に文書を配布し、了承を得ているところです。また、このことに加えて、今回、横田基地のホームページに掲載されるに当たっては再度の了承を得ております。このように、日頃から学校はホームページ等に、了承がなく児童・生徒の画像が掲載されないように配慮をしてくれているところです。

ただ、今回のホームページの掲載に当たっては、どのような構成で、どのような画像が使用されるのかといった掲載内容について、学校が事前に確認できればよりよかったものというふうには考えております。

以上でございます。

○持田教育長 よろしいですか。

○島田委員 分かりました。

○持田教育長 島田委員。

○島田委員 この講座には、3年生、33名の生徒が参加したということですが、この生徒たちは自分でこの講座を選び、参加したと思います。自分が選んで参加した講座が新聞に取り上

げられて、よくないもののような扱いを受けていることに、子供たちはとても驚いているのではないかと思います。この生徒たちは、数ある講座の中で、体を動かすことや、外国の人たちとの英語で会話をするという交流そのものを楽しみにして参加したのではないかと思います。横田基地の人が来たとか、実施内容がどうのというのは、何か大人の問題であって、この生徒たちの問題ではないのかなと思います。3年生は、これから受験を控えていくわけですので、取材の仕方や取り上げ方について、もう少し配慮していただけたらなと思います。

保護者としての意見です。

○持田教育長 御意見ということで。

○島田委員 はい。

○持田教育長 今のことについて何かありますか。

佐藤学校教育担当部長。

○佐藤学校教育担当部長 今回の御意見いただいたことですが、事務局においても参加した生徒たちに配慮しながら、これから対応をしていきたいというふうに思っております。

また、今後ですが、教育活動へ取材等があった場合には、事実でないことが公表されたり、話した内容が前後の文脈に関係なく切り取られた形で掲載されたりすることがあるために、今後こういった形で記事となり、掲載されるのかということを確認できるよう、取材者に申し入れていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○持田教育長 本市においては、教育活動について発信していくというのが一つの考え方で、学校の教育活動、いろいろ発信しておりますが、取り上げ方とか報道の内容によっては、今回のような場合もありますので、その辺は事務局としても、いろいろ配慮をしていかななくてはいけないなというふうに考えております。

ほかはいかがでしょうか。

土田職務代理者。

○土田職務代理者 意見ということで、聞いていただきたいと思います。

今回の五中フェスティバルですが、名称の運営上の課題について、改善すべきところは改善する必要があるとは思いますが。本市には横田基地がありますし、先ほどから皆様のお話にもありますように、横田基地から市内の学校に通っている子供もいれば、横田基地に勤めている保護者もいます。また、横田基地の中にもたくさんの子供もいるわけですので、国際化や異文化理解が重要視されている今の時代において、この人的資源は、武蔵村山市の子供た

ちの学びを豊かにしていくというような上で、大きな意味をもっているのかなと思います。
今後も、よりよい形で交流を続けていただけたらというように思っております。

意見です。

○持田教育長 ほかはいかがですか。

高橋代表教育委員。

○高橋代表教育委員 私も今の職務代理者の意見に大賛成であります。特に国際化の時代ですね。特に、また横田基地の皆さんも、本市が主体となっていくマラソン、駅伝大会とか、あるいは相撲大会とか、そういういろんなものに参加をして、交流に努めようと努力しております。したがって、積極的に、やはり先ほどお話ありましたように、国際化、異文化理解のために、人の交流は進めていただきたいなと思って、そういう意見です。

○持田教育長 そのほか、いかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 事務局からありますか。

佐藤学校教育担当部長。

○佐藤学校教育担当部長 加えてということになるところなのですが、なお、この五中フェスティバルに関してですが、マスコミ関係者からですけれども、新聞社3社、通信社1社、雑誌社ですが2社、団体機関紙2社からお問い合わせや取材がございました。また、そのうちこちらで把握しているものですが、新聞の一般紙では、毎日新聞、東京新聞、そしてまたですけれども、団体機関紙への掲載がございました。

電話等によるお問い合わせや御意見については、11件ほどございました。

さらにですけれども、公文書の開示請求が7月27日付で、武蔵村山子どもの教育と文化を育てる会からございました。請求された公文書ですが、武蔵村山市立第五中学校、五中フェスティバルに関する資料で、1 実施計画、要綱。2 開設講座の企画書、若しくはそれに類するもの。3 事前事後学習で使用した資料類。4 評価基準とそれに基づく生徒の評価方法。5 五中フェスティバルについての学校評価並びに外部評価（前年度まで4年分の実施分）。6 総合的な学習の時間の年間計画、若しくはそれに類するものとなっております。この請求のあった文書につきましては、8月17日に請求者にお渡しをいたしました。

また、質問書についても、8月5日付で武蔵村山子どもの教育と文化を育てる会から御提出がありました。質問書は、大きく3つに分かれており、それぞれ3問、4問、2問の質問に分かれております。

その質問の内容と回答ですが、第1項目の質問として、五中フェスティバルの中でミニブートキャンプが実施された件について、1 いつ、過去何年前より把握されましたかという質問には、五中フェスティバルが開催されていることについては、教育課程届により把握しております。ミニブートキャンプの実施については、今回把握をしたところだと回答いたしました。

続いて、2 実施内容（具体的なプログラム、生徒への指示、説明内容等）については、どの程度把握されておりましたか。もし年度ごとに把握内容が異なりましたら、年度ごとに御回答くださいとの質問があり、過年度の把握はしておりませんと回答いたしました。

続いて、3 ミニブートキャンプの説明、内容を聞いてどのように認識しましたかの質問があり、五中フェスティバルについて、本行事は地域の方々に講師をお願いし、生徒に様々な活動を体験させるとともに、地域の方々との交流を図ることを目的にして実施しているものです。その中で、本講座は本行事で開催した26講座のうちの1講座で、「ミニブートキャンプ」という名称で行い、事前に希望した生徒が参加しました。講座の内容については、体力トレーニングとフィールドアスレチックのようなアクティビティが混在したもので、基地内の中学生も参加しており、あくまで交流を目的とした内容と把握しております。教育委員会といたしましては、交流活動そのものについて問題はないと考えておりますが、運営上の課題があれば改善を図ってまいりますと回答をいたしました。

続いて、第2項目の質問として、米軍横田基地のホームページに、生徒の顔写真並びに記事の中に名前が掲載された件についてという中の1 対象生徒本人からは、いつ、どのような手段や内容で、第五中学校は掲載について了解を得たのでしょうかの質問についてですが、第五中学校だけでなく市内小・中学校は、年度当初に学校だよりやホームページ、マスコミの取材などに児童・生徒の活動の様子が掲載されることについて、児童・生徒と保護者に文書を配布し、了承を得ています。このことに加えて、横田基地のホームページに掲載されるに当たっては、再度の了承を得ておりますと回答いたしました。

続いて、2 未成年である生徒の親権者（保護者）については、いつ、どのような手段や方法で第五中学校は掲載について了解を得たのでしょうか。また、写真を本人や親に見せて了解をとったのでしょうかとの質問には、第五中学校だけでなく市内小・中学校は、年度当初に学校だよりやホームページ、マスコミの取材などに児童・生徒の活動の様子が掲載されることについて、保護者に文書を配布し、了承を得ています。このことについて、横田基地のホームページに掲載されるに当たっては、再度の了承を得ております。写真については、

個別に本人や親に見せて了解をとるということはしておりませんと回答いたしました。

続いて、3 貴教育委員会は事前に掲載予定であることを把握していましたか、仮に把握していた場合には、第五中学校に対し指導や助言などをされましたかとの質問には、掲載予定について事前の把握はしておりませんと回答いたしました。

続いて、4 ホームページに掲載されたことについては、今どのように認識していますかとの質問には、普段から学校は本人の了解なくホームページに掲載することがないように一定の配慮をしているところです。掲載内容について、学校が事前にやりとりできれば、より良かったものと考えておりますと回答いたしました。

第3項目の質問として、今回のホームページ掲載のための第五中学校への米軍の取材についての中の質問の1 取材があることをいつ把握されましたかの質問には、教育委員会として事前に把握はしておりませんと回答いたしました。

続いて、取材目的については、いつ、誰からどのように説明を受けましたかの質問については、教育委員会に対しての説明は、ホームページに掲載された後に校長から話がありましたと回答いたしました。

なお、質問の中には、教育委員会の認識を問われたものがありましたので、本来であれば委員の皆様のお考えをお伺いしなければならなかったところでありましたが、回答期限が示された関係で、ただいま申し上げたような回答をさせていただき、質問者に対し回答文を8月17日付でお送りさせていただいておりますので、御了解いただけますようお願いいたします。

以上、あわせて報告させていただきます。

○持田教育長 ただいまの質問の回答については、先ほどの皆さんの御質問、御意見のやりとりと同じような内容であると思いますので、委員の皆様の御了解をいただけたということでよろしいでしょうか。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 それでは、質問書の回答については、御了解いただいたということで、よろしくをお願いいたします。

最後に、私からお話をさせていただきますが、私も基地のホームページや新聞等を見まして大変驚いたところがございます。学校からの報告を聞いて、講座の趣旨は大変分かったところですが、ホームページや新聞報道等との隔たりは感じたところがございます。基地との交流は、地域としての交流として本市も進めているところがございますが、配慮すべき点、又は課題があれば配慮し、改善していかなければならないなというふうに思っております。

そして、大きなところでは、個々のいろいろな課題をどう改善するかという以前に、学校教育と基地との関係をきちんと考える必要があると思います。現在の学校教育は、先の大戦等による反省から、平和を愛する児童・生徒の育成に努めてきたところですから、配慮すべき点は配慮し、改善すべき点は改善していかなくてはならないというふうに考えております。

これまで基地内や外国籍のお子さんが、市内の学校に100人以上在籍していることや、基地内に勤務されている保護者等も相当数いらっしゃるということから、五中のみならず地域交流という点で、基地との様々な交流が進められていますので、学校と基地との交流は、その趣旨、内容についてよく検討して、子供たちが将来にわたり平和を希求する素地を育む内容となるような、例えば文化スポーツ交流を考えていかなければならないと思います。

このことを念頭に置き、地域交流事業といえども、教育課程内の学校行事であるので、各学校には、その内容、運営について責任を持って実施し、教育委員会は学校と基地との関係を、市民の誤解を生まないように適正に、適切に指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

そのほか、教育長報告に対する質疑等があればお受けいたします。

○本木委員 すみません、今の件で確認していいですか。

○持田教育長 本木委員。

○本木委員 保護者の方とか地域の方から、何か連絡が入ったというか、意見とか、入ったという事実はあるのかなど、ちょっとそれ大事じゃないかなと思うので。

○持田教育長 佐藤学校教育担当部長。

○佐藤学校教育担当部長 学校にも確認をしておりますけれども、特に改めて何かという形でのものは入ってきていないというところでございます。

○本木委員 ありがとうございます。

○持田教育長 よろしいですか。

○本木委員 はい。

○持田教育長 そのほか、教育長報告に対する質疑等があればお受けいたします。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって、教育長報告を終わります。

◎日程第4 議案第35号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について

○持田教育長 日程第4、議案第35号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第35号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について。

武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成28年8月19日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第35号の提案理由を説明させていただきます。

大南学園第四中学校の学校運営協議会委員の追加に伴い、新たに委員を任命する必要があり、平成28年8月1日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校教育担当部長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

佐藤学校教育担当部長。

○佐藤学校教育担当部長 それでは、議案第35号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認についてにつきまして、御説明いたします。

小中一貫校大南学園第四中学校の学校運営協議会委員につきましては、新たな委員2名の追加に伴い、改めて委員を任命する必要が生じましたが、会議を開催するいとまがないことから、平成28年8月1日付をもって、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条1項の規定に基づき臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により、別紙のとおり教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案の次に別紙がございますので、御覧いただければと思います。

説明につきましては、以上でございます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第35号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第5 議案第36号 平成28年度教育予算の補正(第4号)の申出について

○持田教育長 日程第5、議案第36号 平成28年度教育予算の補正(第4号)の申出についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第36号 平成28年度教育予算の補正(第4号)の申出について。

平成28年度教育予算の補正について、別紙のとおり申出をするため、教育委員会の議決を求めます。

平成28年8月19日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第36号の提案理由を説明させていただきます。

平成28年度教育予算について、歳入で委託金、歳出で教育総務費、小学校費、社会教育費及び保健体育費に補正の申出をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、

御決定くださるようお願いいたします。

内野教育部長。

○内野教育部長 それでは、議案第36号 平成28年度教育予算の補正（第4号）の申出についてにつきまして、御説明申し上げます。

平成28年8月31日から開会の第3回市議会定例会に提案が予定されております平成28年度武蔵村山市一般会計補正予算（第4号）に係る教育予算につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められましたので、申し出るものでございます。

まず、1 ページを御覧ください。

1 歳入でございますが、14款3項3目教育費委託金481万3,000円につきましては、我が国の伝統文化教育の充実に係る調査研究事業及びフリースクール等で学ぶ不登校児童・生徒への支援モデル事業の決定により増額するものでございます。

続きまして、2 ページを御覧ください。

2 歳出でございます。

9款1項2目事務局費、1節報酬53万円につきましては、嘱託員に対して10月分から通勤手当相当額の報酬が支給されることになったことによる経費でございます。

以下、報酬の補正につきましては、同様の理由によるものでございますので、以降の説明は省略させていただきます。

次に、9款1項3目教育指導費、8節報償費43万8,000円、11節消耗品費31万2,000円、同じく印刷製本費20万円、13節委託料35万円につきましては、歳入において御説明いたしました我が国の伝統文化教育の充実に係る調査研究事業が決定したことによる委員謝礼、消耗品購入、講師派遣委託料等の経費でございます。

次に、9款1項4目教育振興費、4節共済費35万8,000円、7節賃金268万8,000円、8節報償費13万8,000円、9節旅費1万8,000円、11節消耗品費28万4,000円、同じく印刷製本費2万7,000円につきましては、先ほどと同様、歳入において御説明いたしましたフリースクール等で学ぶ不登校児童・生徒の状況に応じた総合的な教育支援体制を構築する委託モデル事業が決定したことによる臨時職員の賃金、委員謝礼、消耗品購入等の経費でございます。

次に、9款2項1目学校管理費、11節光熱費20万2,000円、13節委託料9万1,000円、14節使用料及び賃借料1万6,000円につきましては、先ほどの教育長報告にもございましたように、大南学園第七小学校及び雷塚小学校の通学路に設置する防犯カメラが、本年9月下旬か

ら作動することに伴う電気料、データ抽出委託料、電柱使用料でございます。また、18節備品購入費142万8,000円につきましては、市内在住の方から小学校の物品購入等に充てていただきたい旨の寄附があったことから、電子黒板機能内蔵プロジェクター4台及びパソコン4台を購入するための経費でございます。

次に、9款5項1目社会教育総務費、4節共済費31万8,000円につきましては、本年10月1日から社会保険の加入対象が拡大されることによる健康保険料等の経費でございます。

次に、9款6項2目体育施設費、15節工事請負費98万円につきましては、雷塚公園野球場の水圧を増圧するための経費でございます。

以上、歳出合計では982万8,000円を増額するもので、歳入歳出に係る補正予算の申出を行うものでございます。

なお、今後、市長部局での補正予算の査定等よりまして、歳入歳出補正予算額が増減する場合もございますので、御了承願います。また、歳入歳出の差異でございますが、市長部局との関係によるものでございますことを申し添えておきます。

説明につきましては、以上でございます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第36号 平成28年度教育予算の補正(第4号)の申出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第6 議案第37号 武蔵村山市立小学校特別支援学級平成29年度使用教科用図書の採択について

○持田教育長 日程第6、議案第37号 武蔵村山市立小学校特別支援学級平成29年度使用教科用図書の採択についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第37号 武蔵村山市立小学校特別支援学級平成29年度使用教科用図書の採択について。

武蔵村山市立小学校特別支援学級平成29年度使用教科用図書を採択するため、教育委員会の議決を求めます。

平成28年8月19日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第37号の提案理由を説明させていただきます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定により、小学校特別支援学級平成29年度使用教科用図書を採択する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、議案第37号資料、教科書採択資料作成委員会報告書につきましては、指導担当参事から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

小嶺指導担当参事。

○小嶺指導担当参事 それでは、議案第37号 武蔵村山市立小学校特別支援学級平成29年度使用教科用図書の採択について、御説明いたします。

学校教育法第34条第1項に、小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書、または文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないと定められています。このことに関しまして、特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、同法の附則第9条において、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができると定められております。これを踏まえ、教科書採択資料作成委員会報告書、資料別冊、特別支援学級編に示されております図書が、採択の対象となる教科用図書となります。別紙、武蔵村山市立小学校特別支援学級平成29年度使用教科用図書は、この報告書を一覽にしたものでございます。

それでは、この別紙につきまして御説明いたします。

まず、国語ですけれども、文部科学省著作教科書が1冊、講談社1冊、同成社4冊、ポプラ社1冊、東洋館1冊の計8冊でございます。

書写は、岩崎書店1冊、あかね書房1冊、太郎次郎社3冊の計5冊でございます。

算数は、文部科学省著作教科書2冊、むぎ書房1冊、同成社4冊、東洋館1冊の計8冊でございます。

図画工作は、偕成社1冊でございます。

生活は、岩崎書店1冊、偕成社1冊、小学館2冊、ひかりのくに1冊、福音館1冊、フレール館2冊、婦人之友社1冊の計9冊でございます。

特別支援学級におきましては、児童一人一人の障害の実態等に対応する必要があることから、教科ごとに通常の学級で使用される文部科学省検定済み教科書を同様に使用する児童や、文部科学省著作教科書を使用する児童、そして本報告書に示されている図書を教科書として使用する児童など、個々に使用することになる教科書が異なることを踏まえ、同委員会が十分に精査、検討した上で、本報告書が作成をされております。

委員の皆様には、御意見等がございましたら御協議いただき、御採択くださいますようお願いいたします。

また、中学校の特別支援学級教科用図書につきましては、平成29年度は該当する生徒の実態から、全生徒が全ての教科において通常の学級で使用される文部科学省検定済み教科書を使用し、適宜、補助教材を活用して指導することが望ましいと同採択委員会が協議、判断をしたため、教科書採択資料作成委員会報告書をもって報告する該当図書はないとのことでございます。

特別支援学級在籍の児童・生徒につきましては、一人一人の実態に応じて採択を経た文部科学省検定済み教科書、若しくは文部科学省著作教科書、又は本日これから御採択いただく、いわゆる一般図書のいずれかを、教科書として教科ごとに1冊ずつ無償で配布をし、学習に供することとなりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 よろしいですか。

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第37号 武蔵村山市立小学校特別支援学級平成29年度使用教科用図書の採択についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第7 議案第38号 武蔵村山市立歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定の申出について

○持田教育長 日程第7、議案第38号 武蔵村山市立歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定の申出についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第38号 武蔵村山市立歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定の申出について。

武蔵村山市立歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について、別紙のとおり申出をするため、教育委員会の議決を求めます。

平成28年8月19日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第38号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立歴史民俗資料館分館の開館に伴い、武蔵村山市立歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定についての申出をする必要があるので、

本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、文化振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、議案第38号について説明いたします。

武蔵村山市立歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定の申出につきましては、別紙を御覧ください。

歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例につきましては、歴史民俗資料館分館が本年9月に開館予定であることから、4月の教育委員会定例会におきまして、市長部局に対し条例の改正の申出の議決をいただき、平成28年第2回市議会定例会において可決されました。

その中で、当該条例の施行日を、附則において公布の日から4月を超えない範囲において規則で定めるとしております。このたび、歴史民俗資料館分館の開館日を9月25日とすることから、本規則を制定するよう市長に対し申出を行うため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

1枚おめくりいただき、規則の内容を御覧ください。

武蔵村山市立歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を、平成28年9月25日と定めることといたしました。

以上、雑駁でございますが、議案第38号の説明といたします。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

(発言する者なし)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これより、議案第38号 武蔵村山市立歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定の申出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 8 議案第 39 号 武蔵村山市立歴史民俗資料館規則の一部を改正する規則について

○持田教育長 日程第 8、議案第 39 号 武蔵村山市立歴史民俗資料館規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第 39 号 武蔵村山市立歴史民俗資料館規則の一部を改正する規則について。

武蔵村山市立歴史民俗資料館規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成 28 年 8 月 19 日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第 39 号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立歴史民俗資料館分館の開館に伴い、武蔵村山市立歴史民俗資料館規則を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、文化振興課長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、議案第 39 号について説明いたします。

武蔵村山市立歴史民俗資料館規則の一部を改正する規則につきましては、別紙を御覧ください。

歴史民俗資料館分館につきましては、市内に軍事施設が存在したことを後世に伝えるとともに、平和の尊さについて学ぶ場として、広く市民等に学習の場を提供する施設といたしまして、平成 28 年 9 月 25 日に開館する予定でございます。そのため、武蔵村山市立歴史民俗資料館設置規則を改正する必要があることから、教育委員会の議決を求めるものでございます。

改正の内容につきましては、1 枚おめくりいただきまして、新旧対照表を御覧ください。

まず、第 3 条におきまして、資料館の本館及び分館の区分ごとに、表により休館日を規定

いたしました。

本館の休館日につきましては、基本的に現行のとおりですが、規定の整備を行っております。

分館につきましては、月曜日及び火曜日とし、その日が休日に当たるときは、水曜日以後、最初の休日でない日とするとともに、月曜日及び火曜日のいずれもが休日に当たるときは、水曜日以後、最初の休日でない日及びその翌日といたしました。

週2日の休館日を設けた理由は、戦前、戦中の紙資料のほとんどが酸性紙であり、もろい状態であること、また資料の保管状況から劣化が著しく進行していることなどから、資料保全を勧奨したことによります。また、年末及び年始の休館日を設けております。

次に、第6条第2号及び第11条中の「き損」を漢字の「毀損」に改めるものでございます。

附則におきましては、この規則の施行日を歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例の施行日と同日といたしました。ただし、規定の整備を行う第6条第2号及び第11条の改正規定については、この規則の公布の日から施行するといたしました。

以上、雑駁でございますが、議案第39号の説明といたします。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

土田職務代理人。

○土田職務代理人 1点ちょっと伺いますが、運営管理、職員体制はどのようになるんですか。

○持田教育長 山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 歴史民俗資料館分館の運営管理につきましては、歴史民俗資料館の職員が分館の方へ随時行きまして開館業務等を行います。通常鍵の開け閉め等につきましては、シルバー人材センターの方へ委託を行い、鍵の開け閉め等を行っていただきます。このような体制で館の運営を行っていく予定でございます。

以上です。

○持田教育長 土田職務代理人、よろしいですか。

土田職務代理人。

○土田職務代理人 では、通常無人ですか。シルバー人材センターの人が鍵を開けたら、閉めるまで無人体制なんですか。

○持田教育長 山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 無人になることがないような体制で、シルバー人材センターの方と、それから歴史民俗資料館の職員が、必ず引き継ぐ形で館の方へ行くという形をとります。

以上でございます。

○持田教育長 鍵の開閉だけではなくて。

土田職務代理者。

○土田職務代理者 現状、本館の方に従事している職員が、今だとそのことに当たるといふことなんでしょうけれども、手薄になる、いわゆるこの分館、歴史民俗資料館の全体運営に支障の出ないような人員増強とか、そういった職員の配置を望みますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○持田教育長 御意見ということで、よろしいですか。

○土田職務代理者 はい。

○持田教育長 そのほかいかがですか。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 人員体制につきましては、平成28年度から嘱託の学芸員が1名増という形で、資料館の分館の開館を見込んだ形で職員体制をとってございますので、そちらの方で対応してまいります。

以上でございます。

○土田職務代理者 了解いたしました。

○持田教育長 最初から言っていたら。

それでは、質疑よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 それでは、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第39号 武蔵村山市立歴史民俗資料館規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第9 その他

○持田教育長 日程第9、その他に入ります。

委員からの報告等の御発言があればお受けいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○持田教育長 事務局からの報告等の御発言があればお受けいたします。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 事務局からはございません。

以上でございます。

○持田教育長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○持田教育長 それでは、これをもって、その他を終わります。

◎閉会の辞

○持田教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成28年第8回教育委員会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時57分閉会